



令和2年3月18日

各 位

会社名 昭和飛行機工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 田沼 千明
(コード番号 7404 東証第二部)
問 合 せ 先 経営企画部長 太田 剛
電 話 番 号 (TEL 042-541-2103)

**ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による
当社株式に係る株式売渡請求を行うことの決定、
当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

令和2年3月11日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (以下「BCPE」といいます。)は、令和2年2月10日から当社の普通株式 (以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、BCPEは、本公開買付けの決済の開始日である2020年3月17日をもって、当社株式30,153,582株 (議決権所有割合 (注) 92.45%)を所有するに至り、当社の会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)に定める特別支配株主 (以下「特別支配株主」といいます。)となっております。

BCPEは、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、当社の令和2年1月23日付「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」(令和2年2月7日付当社プレスリリース「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨並びに『ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て (但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社をBCPEの完全子会社とすることを目的とした取引 (以下「本完全子会社化取引」といいます。)として、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主の全員 (BCPE及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式 (以下「本売渡株式」といいます。)の全部をBCPEに売り渡す旨の請求 (以下「本売渡請求」といいます。)を行うことを本日決定したとのことです。

当社は、本日付でBCPEより本売渡請求に係る通知を受領し、本日開催の当社取締役会において本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本売渡請求の承認により、当社株式は株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、本日から2020年4月19日まで整理銘柄に指定された後、同月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

(注)「議決権所有割合」とは、当社が令和2年2月12日付で提出した第116期第3四半期報告書に記載された2019年12月31日時点の発行済株式総数(33,606,132株)から、当社が2020年1月31日に公表した「2020年3月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2019年12月31日時点の当社が所有する自己株式数(991,785株)を控除した株式数(32,614,347株)に係る議決権数(326,143個)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。以下同じです。

1. 本売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー (BCPE Planet Cayman, L.P.)	
(2) 所 在 地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、アグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, KY1-1104, Grand Cayman, Cayman Islands)	
(3) 設 立 根 拠 等	BCPEは、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録されたリミテッド・パートナーシップです。	
(4) 組 成 目 的	当社に投資することを目的として組成されたものです。	
(5) 組 成 日	2019年12月20日	
(6) 出 資 の 総 額	0円	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	99.99% ビーシーピーイー プラネット ホールディングス ケイマン エルピー(BCPE Planet Holdings Cayman, L.P.) BCPEの有限責任組合員です。	
(8) 業務執行組合員の概要	名 称	ビーシーピーイー プラネット ジーピー エルエルシー(BCPE Planet GP, LLC)
	所 在 地	アメリカ合衆国、デラウェア州 19807、ウィルミントン、ケネットパイク 4001、スイート 302 (Suite 302, 4001 Kennett Pike, Wilmington, Delaware 19807, USA)
	代表者の役職・氏名	(社員) ベインキャピタル・インベスターズ・エルエルシー (Bain Capital Investors, LLC) (代表者) マネージング・ディレクター(Managing Director): ジョン・コナトン(John Connaughton)
	事業内容 出資の総額	業務執行組合員として組合の運用を行う業務 0円
(9) 国内代理人の概要	名 称	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 井上 聡
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
(10)	上場会社とBCPEとの関係	
	上場会社とBCPEとの間の関係(出資の状況)	BCPEは、本日現在、当社株式30,153,582株(議決権所有割合:92.45%)を保有しております。
	上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係(資本関係・人的関係・取引関係)	該当事項はありません。

(2) 本売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2020年3月18日（水曜日）
当社の取締役会決議日	2020年3月18日（水曜日）
売 買 最 終 日	2020年4月17日（金曜日）
上 場 廃 止 日	2020年4月20日（月曜日）
取 得 日	2020年4月22日（水曜日）

(3) 売渡対価

普通株式1株につき2,129円

2. 本売渡請求の内容

BCPEは、当社の会社法第179条第1項に定める特別支配株主として、本売渡株主に対し、本売渡株式の全部をBCPEに売り渡すことを請求することを決定したとのことであり、当社は、本日付でBCPEから以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

BCPEは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,129円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2020年4月22日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

BCPEは、本売渡対価を、株式会社三井住友銀行を貸付人とし、当該貸付人との間で2020年3月11日付で締結したシニアファシリティ契約に基づく借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を原資として支払うことを予定しております。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。

ただし、当該方法による交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてBCPEが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場

所及び方法により)、本売渡株主に対する本売渡対価の支払いを実施いたします。

3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本売渡請求は、本公開買付け、2020年3月17日付の当社臨時株主総会決議に基づく当社株式1株当たり631円の剰余金の配当(以下「本特別配当」といいます。)及び本完全子会社化取引(以下、本公開買付け、本特別配当及び本完全子会社化取引を総称して「本取引」といいます。)の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)と同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

当社は、2014年3月に株式会社三井E&Sホールディングス(以下「MES」といいます。)の子会社となりましたが、昨今からの事業損失によりMESから同社の資産売却を含む事業再生計画の一環として、MESが保有する当社株式売却の意向を受けました。これを踏まえ、当社は本取引の公正性を担保するため、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、その助言に従い、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始いたしました。

具体的には、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2019年10月29日に、当社、MES、株式会社三井E&Sマシナリー(以下「MESマシナリー」といいます。)及びBCPEとの間で利害関係を有さず独立性の高い、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されている当社の原田文雄氏(社外監査役)、及び後藤高志氏(弁護士、潮見坂綜合法律事務所)、鏡高志氏(公認会計士、高野総合会計事務所)の3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、(i)本公開買付け及び本完全子会社化取引(以下、本公開買付け及び本完全子会社化取引を総称して「本非公開化取引」といいます。)が当社の企業価値の向上に資するか、(ii)当社取締役会における本非公開化取引についての決定が、当社の少数株主(当社の株主のうちMES以外の者をいいます。以下同じ。)にとって不利益なものでないかを諮問し、これらの点についての意見を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、当社は、BCPEから本特別配当の提案があったことを受けて、特別委員会に対する諮問事項を、(i)本取引が当社の企業価値の向上に資するか、(ii)当社取締役会における本取引についての決定(具体的には、本公開買付けへの賛同意見表明及び応募推奨、本特別配当の実施並びに本完全子会社化取引の承認又は実施)が、当社の少数株主にとって不利益なものでないか(以下「本諮問事項」といいます。)に変更しております(特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。また、当社取締役会は、当社取締役会における本取引に関する意思決定については、公開買付けへの賛否を含め、特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び特別委員会が、本取引の条件が妥当でないと判断した場合には、当社取締役会は本公開買付けに賛同しないことを決議しております。

また、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会において、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所並びに当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者評価機関であるSMB C日興証券株式会社(以下「SMB C日興証券」といいます。)について、当社、MES、MESマシナリー及びBCPEからの独立性及び専門性に問題がな

いこの確認を受けております。

さらに、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、MES、MESマシナリー及びBCPEから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性の観点から問題がないことについて、特別委員会の確認を得ております。

当社は、前述のとおり2014年3月にMESの子会社となりましたが、昨今からの事業損失によりMESから同社の資産売却を含む事業再生計画の一環として、MESが保有する当社株式売却を検討する可能性がある旨の打診を2019年1月下旬に受けました。これを受けて、当社は、MESが2019年6月下旬以降に実施した入札プロセスに協力をして参りました。当該プロセスの結果、MESがBain Capital Private Equity, LP及びそのグループ（以下、総称して「ベインキャピタル」といいます。）を最終買付候補者として決定しました。

当社は、こうした経緯を経て、ベインキャピタルから2019年12月中旬から下旬にかけて提案を受け、その後、ベインキャピタルの提案内容についての検討を行い、取引額その他の本取引の諸条件についてベインキャピタルと協議・交渉を行いました。

その上で、当社は、SMBC日興証券から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

以上の検討過程において、当社は、随時、特別委員会に対して報告・説明を行っております。具体的には、まず、SMBC日興証券がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の算定の前提とした当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成経緯・目的、内容、重要な前提条件等の合理性について説明を行うとともに、特別委員会との間で質疑応答を行いました。また、当社は、特別委員会に対して、当社の事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、経営課題、株主構成、直近の適時開示内容、株価推移、MESとの関係、本取引の検討経緯、入札手続の経緯、本取引の目的、本取引実行後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット、当社内部における本取引の検討体制、MES及びBCPEとの協議・交渉内容等について説明を行い、特別委員会との間で十分な質疑応答を行っております。

そして、当社は、2020年1月22日、特別委員会から、①本取引は当社の企業価値の向上に資するものと思料する旨、並びに②本取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、本取引の条件（本公開買付価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）を含む。）には妥当性が認められることから、当社取締役会における本取引についての決定（具体的には、本公開買付けへの賛同意見表明及び応募推奨、本特別配当の実施並びに本完全子会社化取引の承認又は実施）が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

当社は、本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引が当社の企業価値の向上に資するかについて協議及び検討した結果、当社は非公開化を通じて意思決定プロセスの簡素化を図ることで改革のスピードを上げるとともに、ベインキャピタルがこれまで蓄積してきた国内外の投資先における事業改善ノウハウ、事業ネットワークを最大限活用し、ベインキャピタルによる人的支援・経営管理体制に対する支援を得て改革施策を推進していくことが有効であること、BCPEは、本公開買付け後の当社の従業員の雇用に関しては、現時点では、現状どおりの雇用を維持することを予定しており、かつ、当社株式の非公開化後も、地域貢献の最大化を目指し、輸送用機器関連事業、不動産賃貸事業、ホテル・スポーツ・レジャーという複数の事業を運営するという当社の経営方針を十分に踏まえつつ、当社の事業の潜在的価値の最大化を図りたいと考えていることを表明していることから、当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至

りました。

上記のとおり、顧客価値の変化、開発及び価格競争の激化など国内外問わず日々変化している市場環境に対応するためには、当社の製造、開発、販売、サービスの体制を変革することで、当社の成長を加速させることが不可欠となっております。そのためには、上記施策の実行は当社の継続的な企業価値向上のために必須なものであると考えておりますが、その効果が表れるまでには一定の費用と時間が必要となります。また、追加的な投資を機動的に行う必要もあり、先行投資負担による一時的な業績悪化のリスクをもたらす可能性が懸念され、株価へ悪影響を及ぼし株主様に不利益をもたらす可能性もあるものと考えております。今後更なる競争の激化が想定されている現況下、それら一連の諸施策の実行により更に事業基盤を強化し、成長を加速させるためには、現在が最適なタイミングであり、今後の成長戦略と整合した新たなパートナーであるベインキャピタルの協力のもと中長期的視野に立った事業運営をすることが不可欠であると判断し、非公開化を検討するに至りました。

また、当社は、ベインキャピタルから本公開買付け及び本特別配当を組み合わせたスキームが提案されたことから、当該スキームについても検討を行いました。その結果、公開買付けのみを行うスキームと比べても、当社の株主が保有する当社株式に関して受領する金額に差はないこと、本特別配当の基準日である2020年2月7日より後に当社株式を取得した当社の株主の皆様は、当該当社株式につき本特別配当を受領することができないものの、そのことについては当社が本意見表明プレスリリース等で明確に開示を行うことから、当社の株式を取得される方は合理的に予測可能であること、当社は本特別配当の支払いに要する資金の全部又は一部をBCPEからの借入れにより賄うことを予定しており、当社の現預金やその事業運営に要する現預金の水準に悪影響はないこと等から、本件のスキームは公開買付けのみを行うスキームと比べても、当社及び当社の少数株主にとって不利益なスキームではないと考えられると判断しました。

その上で、当社は、本公開買付け価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）について、（a）下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①当社における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得」に記載のSMBC日興証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、類似上場会社比較法の算定結果のレンジの範囲内であること、（b）本公開買付けの公表日（2020年1月23日）の前営業日である2020年1月22日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値2,545円に対しては8.45%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値2,579円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）に対して7.02%、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,058円に対して34.11%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,709円に対して61.50%のプレミアムを、また、一部情報配信会社により、MESによる入札プロセスに関する情報配信がなされたことを踏まえ、当該情報配信がなされた2019年11月28日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値1,899円に対して45.34%、並びに同年11月28日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,606円に対して71.86%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,470円に対して87.76%、同6ヶ月間の終値の単純平均値1,393円に対して98.13%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、SMBC日興証券から提供された過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、（c）下記「（4）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本取引に係る取引条件の公正さを担保するための措置が十分に講じられ、特別委員会から取得した本答申書においても、本取引の条件（本公開買付け価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）を含む。）には妥当性が認められると判断されていること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

このように、当社は、BCPEが本公開買付けを含む本取引を実行することは当社の企業価値の向上に資するものであり、かつ、上記（a）から（c）等を踏まえると、本公開買付け価格は妥当性を有するものと考えており、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することが相当であると判断いたしました。

その上で、当社は、2020年1月23日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

なお、当社取締役会の決議の詳細については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、当社は、2020年3月11日、BCPEより、本公開買付けの結果について、当社株式30,153,582株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2020年3月17日（本公開買付けの決済の開始日）付で、BCPEの有する当社株式の議決権所有割合は92.45%となり、BCPEは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、BCPEより、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本売渡請求をする旨の通知を受領しました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、当社取締役会は、本日、(i) 本売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、本公開買付け開始時に、上記のとおり過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情が見受けられないこと、(ii) 本売渡株式1株につき2,129円という本売渡対価は、本公開買付価格と同一の価格であること及び下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、特別委員会から取得した本答申書においても、妥当性が認められると判断されている等、本売渡株主の皆様にとって合理的な価格であると考えられること、(iii) BCPEは、本売渡対価を、本銀行融資により賄うことを予定しているところ、本銀行融資について、当社としても、本銀行融資に関する株式会社三井住友銀行作成の融資証明書及びBCPEと株式会社三井住友銀行との間のシニアファシリティ契約書の写しによりBCPEによる資金確保の方法を確認していること、BCPEにおいて、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないことから、BCPEによる本売渡対価の交付の見込みはあると考えられること、(iv) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v) 本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、審議及び決議に参加した当社の取締役全員一致で、BCPEからの通知のとおり、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。

本売渡請求は本公開買付けを含む本取引の一環として行われるものであることから、当該取締役会においては、当社の取締役のうち、田口昭一氏がMESの役員兼任者であること、長谷井誠氏がMES出身者であることに鑑み、本取引に関し利害が相反するおそれを可能な限り排除する観点から、当社の取締役10名のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏以外の8名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議を行いました。

なお、当社の取締役のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏は、利益相反の可能性を可能な限り排除する観点から、上記の取締役会の審議には参加しておらず、当社の立場で本取引の検討に参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、松浦明人氏がMES出身者であり、本取引に関し利害が相反するおそれがあるため、上記決議に係る取締役会には出席しておりませんが、松浦氏を除く出席した監査役の全員が上記

決議に異議がない旨の意見を述べています。

(2) 算定に関する事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡対価は本公開買付け価格と同一の価格であることから、当社は、本売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得していません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、本日から2020年4月19日まで整理銘柄に指定された後、同月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡価格を本公開買付け価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、BCPE及び当社は、BCPEが当社の親会社であったMESとの間で本応募契約を締結しており、当社の少数株主と利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

また、上記「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本売渡請求の承認に係る当社取締役会は、本取引に関し利害が相反するおそれを可能な限り排除する観点から、当社の取締役10名のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏以外の8名の取締役において審議の上、その全員一致で上記の決議を行っております。なお、当社の取締役のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏は、利益相反の可能性を可能な限り排除する観点から、上記の取締役会の審議には参加しておらず、当社の立場で本取引の検討に参加していません。また、当社の監査役のうち、松浦明人氏がMES出身者であり、本取引に関し利害が相反するおそれがあるため、上記決議に係る取締役会には出席していませんが、松浦氏を除く出席した監査役の全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べています。

① 当社における独立した第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

当社は、BCPEから提示された本公開買付け価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びBCPEから独立した第三者評価機関であるSMBC日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2020年1月22日付で、SMBC日興証券より当該算定結果に対する本株式価値算定書を取得いたしました。SMBC日興証券は、MES、MESマシナリー、当社及びBCPEの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していません。なお、当社は、本公開買付け価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

なお、本取引に係るSMBC日興証券の報酬は、本取引の公表及び本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬とされておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案の上、上記の報酬体系によりSMBC日興証券を当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者評価機関として選任いたしました。

(注) SMBC日興証券は、株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき当社において一切認識されていないことを前提としております。また、当社及びその関係会社の資産又は負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行なっておりません。これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があります。さらに、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。SMBC日興証券が、株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続きに従って作成されたことを前提としております。また、株式価値算定書において、SMBC日興証券が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。SMBC日興証券は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。

なお、SMBC日興証券の算定結果は、SMBC日興証券が当社の依頼により、当社の取締役会が本公開買付価格を検討するための参考に資することを唯一の目的として当社に提出したものであり、当該算定結果は、SMBC日興証券が本公開買付価格の公正性について意見を表明するものではありません。

SMBC日興証券は、当社株式が東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、当社と比較的類似する事業を手がける上場会社が複数存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況に基づく本源的価値評価を反映するためDCF法を用いて当社株式の価値算定を行っております。上記各手法を用いて算定された当社株式1株当たりの価値の範囲は、以下のとおりです。なお、以下の価格は当社株式1株当たりの適正価格であり、本特別配当の控除を勘案しておりません。

市場株価法：1,709円～2,579円

類似上場会社比較法：2,186円～2,884円

DCF法：1,326円～2,585円

市場株価法では、基準日を2020年1月22日（以下「市場価格基準日」といいます。）として、東京証券取引所における当社株式の市場価格基準日の直近1ヶ月間の終値単純平均値2,579円、直近3ヶ月間の終値単純平均値2,058円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値1,709円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,709円から2,579円までと算定しております。

類似上場会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,186円から2,884円までと算定しております。

DCF法では、2019年9月末を基準日として、2020年3月期から2024年3月期までの5期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が2020年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を1,326円から2,585円までと算定しております。本事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、SMBC日興証券がDCF法による算定に用いた当社作成の事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に

見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	26,932	27,887	28,445	29,679	30,975
営業利益	2,803	3,205	3,352	3,482	3,647
E B I T D A	4,881	5,244	5,424	5,534	5,729
フリー・キャッシュ・フロー	▲372	2,386	2,836	1,487	899

② 当社における外部の法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程における手続の公正性についての専門的助言を得るため、外部のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、MES、MES マシナリー、当社及びBCPE の関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、当社の企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から取引条件の妥当性及び手続の公正性を確保するため、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されている当社の取締役及び監査役の全員との間で特別委員会の委員候補者の選定について協議し、委員候補者の全てが当社、MES、MES マシナリー及び本取引の成否からの独立性を有し、特別委員会の委員候補に相応しいことを当該当社の取締役及び監査役の全員が確認した上で、2019年10月29日、当社、MES、MES マシナリー及びBCPE との間で利害関係を有さず独立性の高い、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されている当社の原田文雄氏(社外監査役)、及び後藤高志氏(弁護士、潮見坂総合法律事務所)、鏡高志氏(公認会計士、高野総合会計事務所)の3名から構成される特別委員会を設置しております(なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。また、委員の互選により特別委員会の委員長として後藤高志氏を選任しております。)

当社は、上記「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、特別委員会に対し、本諮問事項を諮問しました。また、当社取締役会は、特別委員会に対し、当社の株式価値評価の提供その他特別委員会が必要と判断する事項につき、必要に応じて、第三者算定機関その他アドバイザーに委託すること(当該委託に係る合理的な費用は、当社が負担するものとされております)について権限を付与することを決議するとともに、BCPE との交渉において、本取引に係る交渉は当社取締役会が行うものの、当社取締役会は、特別委員会に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見を聴取し、特別委員会からの指示や要請を勧告して交渉を行うなど、特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保することを決議しております。

なお、特別委員会の各委員のうち外部の有識者2名に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出した報酬又は固定報酬を支払うこととしております。また、原田文雄氏については、当社の社外監査役であり、委員としての職務に応じた報酬の支払については、監査役会において協議するものとしておりますが、成功報酬制は採用しておりません。

(ii) 検討の経緯

特別委員会は、2019年12月10日から2020年1月22日までの間に合計8回開催され、合計約12時間にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告、情報共有、審議及び意思決定等を行うなどして、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。

具体的には、特別委員会は、まず、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所について、その独立性及び専門性を確認するとともに、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者評価機関であるSMB C日興証券について、その独立性及び専門性を確認しました。さらに、特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制に独立性の観点から問題がないことについて確認しております。

その上で、特別委員会は、当社に資料の提供を求めて検証を行うとともに、当社から、当社の事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、経営課題、本事業計画の作成経緯・目的、内容、重要な前提条件等、株主構成、直近の適時開示内容、株価推移、MESとの関係、本取引の検討経緯、入札手続の経緯、本取引の目的、本取引実行後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット、当社内部における本取引の検討体制、MES及びBCPEとの協議・交渉内容等について質疑応答を行っております。

また、特別委員会は、BCPEに対して、当社の中長期経営計画に関する分析、主要な事業セグメント（輸送用機器関連事業、不動産事業及びホテル・スポーツ・レジャー事業）の事業内容及び足許の経営計画に関する分析、本取引実行後の経営方針、本取引実行によるメリット・デメリット、本取引のスキーム、買取価格に関する考え方等について書面にて質問を行い、BCPEから回答を受けております。

特別委員会は、MESに対しても、本取引を実施するに至った経緯、MESが実施した入札手続の経緯、BCPEを選定した理由、買取価格に関する考え方等について書面にて質問を行い、MESからの回答を受けております。

さらに、特別委員会は、当社のフィナンシャル・アドバイザー及び第三者評価機関であるSMB C日興証券に対し、(i) SMB C日興証券が第三者評価機関として行った算定資料の開示を求めて検証を行うとともに、SMB C日興証券に対して、第三者評価機関として選定された経緯、当社、MES及びBCPEとの利害関係、算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程（前提となる財務予測及び前提条件等を含む。）、算定結果の分析、近時の類似事例におけるプレミアム水準、直近の当社株価に関する分析等、(ii) フィナンシャル・アドバイザーとして選定された経緯、当社、MES及びBCPEとの利害関係、本取引のプロセス・スキーム・スケジュール、MES及びBCPEとの協議・交渉内容等について質疑応答及び書面質問を行っております。

特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所に対しても、リーガル・アドバイザーとして選定された経緯、当社、MES及びBCPEとの利害関係、本取引のプロセス・スキーム・スケジュール、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本取引の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答及び書面質問を行っております。

さらに、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、当社が開示予定の本公開買付けに係る本意見表明プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、中村・角田・松本法律事務所から助言を受けつつ、充実した情報開示がなされる予定であることを確認しております。

(iii) 判断内容

特別委員会は、これらを踏まえ、中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言、並びにSMB C日興証券から受けた財務的見地からの助言、2020年1月22日付でSMB C日興証券から提出を受けた本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2020年1月22日付で、委員全員一致の決議により、当社の取締役会に対し、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

a 答申内容

- i 本取引は当社の企業価値の向上に資するものと思料する。
- ii 本取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、本取引の条件（本公開買付価格及び本特別配当の合計額を含む。）には妥当性が認められるから、当社取締役会における本取引についての決定（具体的には、本公開買付けへの賛同意見表明及び応募推奨、本特別配当の実施並びに本完全子会社化取引の承認又は実施）が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

b 検討

- i 本取引が当社の企業価値の向上に資するか。
 - ・ 当社の事業は輸送用機器関連事業、不動産賃貸事業及びホテル・スポーツ・レジャー事業の主要3セグメントで構成されており、その収益は不動産賃貸事業に大きく依存する構造となっている。
 - ・ 当社自身も2017年7月6日公表の「昭和飛行機グループ2025ビジョン」及び2018年5月18日公表の「2018年中期経営計画」に基づく施策を着実に実行し、その効果が一定程度現れている状況にあるものの、依然として、(i)輸送用機器関連事業における、化石燃料の需要低減による当社製品の需要減、寡占状態にある国内の特定業界市場（顧客・製品群）への偏重及び低い利益率、(ii)不動産賃貸事業及びホテル・スポーツ・レジャー事業における、地域・社会活動の推進等を通じた周辺地域・社会との融和を図りつつ、産業・商業・レジャーの各エリアのバランスを維持しつつ魅力的な不動産・施設の維持・開発を行う必要性、同時に保有土地の未稼働部分が限定的であるため既存施設等を有効に活用しつつ効率的に運用する必要性、テナント誘致力の強化、ゴルフコースを含むホテル・スポーツ・レジャー事業の収益性改善といった経営課題を抱えている。
 - ・ これに加えて当社の企業価値を維持・向上させるためには、3つの主要事業の一体運営、主要事業が東京都昭島市の広大な不動産を礎に成り立っていることから地域・社会活動の推進等を通じた周辺地域・社会との融和、事業の運営に不可欠な技術・知識・経験等を有する従業員の確保が重要な要素となっている。
 - ・ この点、本取引実行後における当社の事業運営において、3つの主要事業の一体運営、周辺地域・社会との融和及び従業員の雇用確保といった基本方針を堅持することについて当社とBCPEの認識は一致しており、これを前提として本取引実行後に実施が予定されている各施策は、上述した当社の経営課題及び企業価値の維持・向上に必要となる重要な要素を的確に捉えたものであり、BCPEに類似事業を営む企業への豊富な投資実績が認められること、BCPEから施策の具体例が提示されており、その実現可能性を否定するに足る事情はないこと、施策の実現に必要な投資資金の支援表明があること等を踏まえると、これら各施策には、当社の経営課題を克服する手段の選択肢として有用性と実現可能性が認められる。
 - ・ 以上のとおり、本取引の実行後に想定されている諸施策は、いずれも当社の事業内容、収益構造、事業環境、直近の経営課題及び具体的な施策並びに3つの主要事業の一体運営、周辺地域・社会との融和及び従業員の雇用確保といった事業運営の基本方針と整合的であって、現実に相応の具体的な検討がなされている。
 - ・ これらを踏まえると、本取引を実行することにより、3つの主要事業の一体運営、周辺地域・社会との融和及び従業員の雇用確保といった基本方針を堅持しつつ、BCPEの人材・事業運営ノウハウ・投資先その他のネットワーク等の活用を通じて、当社の輸送用機器関連事業、不動産賃貸事業及びホテル・スポーツ・レジャー事業を一体として、当社単独でオーガニック成長を目指すよりも一層の企業価値向上を実現できるとの当社の判断内容は合理的なものとして首肯し得るところである。

- ・ 同種案件と比較して遜色のないプレミアム水準が確保されている。
- ・ 以上を総合的に考慮すれば、本公開買付価格及び本特別配当の合計額には、「本取引を行わなくても実現可能な価値」のみならず「想定される本取引による企業価値増加効果」も相当程度反映されているものと思料する。
- ・ また、スキームその他の取引条件についてみても、(i)本取引の買収対価及び買収方法は、当社の少数株主にとって不利益ではなく、かつ、本取引における利害関係者の利益にも合致するため、妥当性が認められる上、(ii)本公開買付価格と本完全子会社化取引の対価額を同額とする点も相当である。

(c) 以上のとおり、本取引においては、(i)公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、(ii)本取引の条件（本公開買付価格及び本特別配当の合計額を含む。）には妥当性が認められるから、当社取締役会における本取引についての決定（具体的には、本公開買付けへの賛同意見表明及び応募推奨、本特別配当の実施並びに本完全子会社化取引の承認又は実施）が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、特別委員会から取得した本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「（１）承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は妥当性を有するものと考えており、また、本特別配当の実施についても、BCPEからの提案及び当社の分配可能額を踏まえつつ、当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案した上でBCPEとの協議に基づき決定したものであり、かつ、上記「（１）承認に関する判断の根拠及び理由」の（a）から（c）等を踏まえると、本取引の条件（本公開買付価格及び本特別配当の合計額（当社株式1株当たり2,760円）を含む。）は妥当性を有するものであって、本特別配当はその金額の一部を剰余金の配当の形で当社の株主の皆様へに平等に交付するスキームであり不合理ではないことに鑑み、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2020年1月23日開催の取締役会において、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

当該取締役会においては、当社の取締役のうち、田口昭一氏がMESの役員兼任者であること、長谷井誠氏がMES出身者であることに鑑み、本公開買付けに関し利害が相反し又は相反するおそれを可能な限り排除する観点から、当社の取締役10名のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏以外の8名の取締役において審議の上、その全員一致で上記意見を表明する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役のうち、田口昭一氏及び長谷井誠氏は、利益相反の可能性を可能な限り排除する観点から、上記の取締役会の審議には参加しておらず、当社の立場で本取引の検討に参加しておりません。

また、当社の監査役のうち、松浦明人氏がMES出身者であり、本公開買付けに関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、上記決議に係る取締役会には出席しておりませんが、松浦氏を除く出席した全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べています。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

BCPE は、当社との間で、本公開買付けへの賛同や応募推奨を義務付ける合意は行っており、また、当社株券等について BCPE 以外の買収提案者の出現や当該提案者が当社との間で接触等を行うことを制限する取引保護条項を含む合意等も行っておりません。

MES は MES の所有する当社株式を含む当社株式の取得に関して複数の企業に打診することによる入札プロセスを実施しており、一定の競争状態において、5 社程度の買付候補者との比較を通じて、MES により BCPE が最終買付候補者として選定された経緯があります。したがって、BCPE 以外の者による当社株式に対する買付け等の機会は既に十分設けられていたと考えております。

4. 今後の見通し

本売渡請求に対する当社による承認の決定後における当社の経営体制の予定、方針・計画等につきましては、今後、当社及び BCPE の両社の間で協議・検討する予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

BCPE は、当社の支配株主（親会社）であるため、当社取締役会による本売渡請求に関する承認は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社は、本公開買付けにより BCPE が当社の支配株主（親会社）となったことを踏まえ、本日付で開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は、「当社は、公正な取引の実施を昭和飛行機グループ行動規範に定めております。当社は、支配株主との取引に際しても、この規範に則って一般の顧客と同様の水準となるよう留意してまいります」旨記載しております。

当社は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じているところ、かかる対応は上記の指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2020 年 1 月 22 日、特別委員会から、①本取引は当社の企業価値の向上に資するものと思料する旨、並びに②本取引においては、公正な手続を通じて当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、本取引の条件（本公開買付け価格及び本特別配当の合計額（当社株式 1 株当たり 2,760 円）を含む。）には妥当性が認められることから、当社取締役会における本取引についての決定（具体的には、本公開買付けへの賛同意見表明及び応募推奨、本特別配当の実施並びに本完全子会社化取引の承認又は実施）が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する旨の本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び当社における特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

本答申書は、本売渡請求を含む本取引に関するものであることから、当社は、本売渡請求の承認に際しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以上